

富士見町農業委員会委員一般選挙

告示日 2月26日(火)

投票日 3月 3日(日) 午前7時～午後8時

開票／同日午後9時～ 富士見町役場 3階 会議室

—選挙により選出する委員は13名—

農業委員会は、農地等の利用関係の調整や農業振興、農地法に基づく農地行政を執行し、農業・農業者の利益代表機関として、農政の確立に取り組む大切な機能と役割を持っています。

農業委員会委員選挙は、地域と農業者の信頼に応え、農業委員会の機能を十分に發揮する農業委員を選出する大切な選挙です。



■立候補できる人

投票できる人の選挙人名簿への登録要件と同じです。(年齢については、投票日当日に20歳に達する人)

立候補を予定される方は、立候補予定者説明会に出席してください。

立候補予定者説明会

- 日 時：2月8日(金) 午前10時～
- 会 場：役場3階会議室

■投票できる人

今回の選挙で投票できる人は、平成24年1月1日現在の申請に基づいて、平成24年3月31日に確定した農業委員会委員選挙人名簿に登録された人で、富士見町に住所のある人です。

選挙人名簿への登録要件は、富士見町農業委員会の区域内に住所を有し、年齢が20歳以上であることのほか、主に次の要件に該当する人です。
※10アール以上の農地について耕作の業務を営む人

※上記の人の同居の親族又は配偶者で、年間おむね60日以上耕作に従事していると農業委員会が認めた人

- 入場券は告示日以降に発送する予定です。
- 名簿登録以降に転居し、その後も選挙権のある人は、従前の住所地の投票所で投票することになります。

■投票の方法

投票は「自書式投票」です。自分が投票しようとする候補者1名の氏名を書いて、投票箱に入れてください。

投票日当日、都合の悪い見込みの方は、期日前投票、または不在者投票をしてください。

◇期日前投票

期間：2月27日(水)～3月2日(土)

時間：午前8時30分～午後8時

場所：役場4階

*投票日に仕事や旅行などのため投票できない場合

◇郵便等による不在者投票

期間：2月27日(水)～3月2日(土)

*投票所に行くことが困難な重度の障がいがある選挙人の場合（事前に町選挙管理委員会から、「郵便等投票証明書」を交付されていること。）

*投票日に自分が登録されている投票区の区域外に滞在中の場合（滞在先で投票したい方は、郵便等で町選挙管理委員会に投票用紙の請求をして交付を受けた後、最寄りの市町村選挙管理委員会に出向き投票してください。）

◇指定病院・施設等における不在者投票

期間：施設で指定があります。

*投票日に指定された病院や施設に入院（所）している場合

問 富士見町選挙管理委員会事務局 ☎62-9403